

令和 5 年

# 議会運営委員会記録

令和 5 年 8 月 2 9 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年8月29日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前11時54分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	富 澤 啓 二 議員	副 議 長	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	萩 原 圭 一 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務部次長兼 総務人権課長	渡 部 剛

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和5年和光市議会9月定例会の会期日程等について
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて  
議会報告会について  
水分補給について

傍聴人による録音、録画又は撮影について  
服装規定について

午前 9時30分 開会

○安保友博委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和5年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

今定例会につきましては、8月31日に開会すべく、24日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が3件、指定管理者の指定が1件、条例の一部改正が2件、市道路線の認定が1件、補正予算が6件、歳入歳出決算の認定等が7件の合計20件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○安保友博委員長 市長は公務のため、退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会について、水分補給について、傍聴人による録音、録画又は撮影について、服装規定についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会9月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は報告3件、議案17件です。

提出議案の説明を願います。

田中総務部長。

○田中総務部長 それでは、本定例会に提出する議案について、順次御説明いたします。

初めに、報告第6号、継続費の精算報告について説明いたします。

令和2年度埼玉県和光市水道事業会計予算の継続費で設定した10号取水井戸更新事業について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したので、地方公営企業法施行令の規定により継続費の精算について報告をするものです。

次に、報告第7号、継続費の精算報告について説明いたします。

令和2年度埼玉県和光市下水道事業会計予算の継続費で設定した谷中川第4号雨水幹線整備工事について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したので、地方公営企業法施行令の規定により、継続費の精算について報告するものです。

次に、報告第8号、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものです。

次に議案第65号、和光市民文化センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市民文化センター条例に基づき、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、公益財団法人和光市文化振興公社を指定管理者に指定したいので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第66号、和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、スマートフォン等の移動端末設備に利用者証明用電子証明書を搭載することが可能となり、同証明書を搭載したスマートフォン等の移動端末設備を用いて、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、登録者自らが必要な操作をすることにより印鑑登録証明書を取得できるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第67号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法の規定による開発行為に帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第68号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億3,064万2,000円を追加するものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、国の出産・子育て応援交付金事業が延長されたことを受け、妊娠期から出産・子育て期における相談支援の充実と経済的支援をするための経費を計上するとともに、その財源として、国庫補助金を増額するほか、道路の維持補修に必要な工事費や小・中学校へ倒木のおそれがある樹木を伐採するための費用を増額するなどしております。

次に、歳入については、歳出事業に応じて国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額、または

減額するほか、前年度の実質収支額が当初予算額を上回ったため、前年度歳計剰余金を増額するなどしております。

なお、補正予算により生じた剰余金につきましては、財政調整基金及び特定目的基金への積立金をそれぞれ増額しております。

次に、議案第69号、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,318万9,000円を追加するものです。

初めに、歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、産前産後保険税免除制度に係るシステム改修費等を計上するほか、国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、さらには令和4年度事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴い、余剰分を一般会計に繰り出すための増額をしております。

次に、歳入については、歳出で計上いたしましたシステム改修費等に係る事務費繰入金を増額するほか、出産育児一時金の支給金額引上げに伴う財源として、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の交付が見込まれるため計上し、さらには令和4年度決算が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第70号、令和5年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ210万6,000円を追加するものです。

歳入については、令和4年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものです。

歳出については、令和4年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料を増額しております。

次に、議案第71号、令和5年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,815万円を増額するものです。

初めに、歳出について説明いたします。

高額介護等予防サービス費給付の増額及び令和4年度の保険給付費や地域支援事業費、総務費などの実績が確定したことに伴い、国・県・支払基金の負担金等の返還及び市の負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金等を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

保険給付費の増額分及び令和4年度決算額が確定したことに伴い、国・県・支払基金などそれぞれの追加交付分を計上するほか、前年度歳計剰余金を増額補正するものです。

次に、議案第72号、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事

業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,884万3,000円を追加するものです。

初めに、歳出について説明いたします。

委託料について、権利者から建物移転等補償調査の協力が得られたため、増額するものです。また、市債利子償還について、償還金の借入利率が確定したため減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

歳入歳出増額に併せ一般会計繰入金を減額し、令和4年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものです。

次に、議案第73号、令和5年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定予算第5条に債務負担行為を新たに定めるものです。

次に、議案第74号から議案第78号までの令和4年度における各会計の歳入歳出決算の認定、5議案については、一括して説明いたします。

それぞれの議案については、地方自治法の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものです。

初めに、議案第74号、令和4年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書26ページをお開きください。

決算額は、歳入総額350億2,919万1,070円、歳出総額321億7,750万9,681円となっております。歳入歳出差引額は28億5,168万1,389円で、翌年度に繰り越すべき財源6,681万1,900円を控除しますと、実質収支額は27億8,486万9,489円となります。

次に、議案第75号、令和4年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書32ページをお開きください。

決算額は、歳入総額70億1,073万999円、歳出総額65億9,827万2,941円となっております。歳入歳出差引額は4億1,245万8,058円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

次に、議案第76号、令和4年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書36ページをお開きください。

決算額は、歳入総額8億5,317万149円、歳出総額8億5,106万3,210円となっております。歳入歳出差引額は210万6,939円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

次に、議案第77号、令和4年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

説明いたします。

決算書42ページをお開きください。

決算額は、歳入総額43億2,234万4,056円、歳出総額42億212万9,470円となっております。歳入歳出差引額は1億2,021万4,586円です。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

次に、議案第78号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書46ページをお開きください。

決算額は、歳入総額7億5,721万1,832円、歳出総額5億9,670万9,675円となっております。歳入歳出差引額は1億6,050万2,157円で、翌年度に繰り越すべき財源8,229万3,000円を控除しますと、実質収支額は7,820万9,157円となります。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績につきましては、別冊の報告書のとおりでございます。

次に、議案第79号、令和4年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

これは、地方公営企業法の規定により、令和4年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものです。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は14億9,312万4,378円、支出決算額は13億7,952万673円となりました。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は811万2,965円、支出決算額は3億1,609万7,343円となりました。

5ページをお開きください。

令和4年度の経営成績を表す水道事業損益計算書では、営業損失は2億1,042万8,701円、経常利益は8,871万3,694円となっており、当年度は8,869万4,604円の純利益となりました。

6ページをお開きください。

地方公営企業法の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から651万970円を減債積立金へ積立てし、1億9,000万2,628円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

次に、議案第80号、令和4年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定について説明いたします。

これは、地方公営企業法の規定により、令和4年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものです。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は11億4,328万9,288円、支出決算額は9億9,048万



8,074円となりました。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は4億6,156万660円、支出決算額は8億3,241万8,835円となりました。

5ページをお開きください。

令和4年度の経営成績を表す下水道事業損益計算書では、営業収益が営業費用を下回ったため営業損失は3,056万3,774円に、経常利益は1億1,210万5,895円となっており、当年度は1億1,206万8,601円の純利益となりました。

次に、議案第81号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置を導入するものです。

減額の対象となるのは、所得割額及び被保険者均等割額で、対象期間は産前産後の4か月間となります。また、多胎妊娠の場合は6か月間となります。

○安保友博委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時50分 休憩）

再開します。（午前 9時51分 再開）

まず、報告第6号から第8号は、議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第65号から第81号までの議案、各会計及び事業決算は各常任委員会に付託したいと思っております。

なお、決算に係る総括質疑及び委員長報告に対する質疑は先例により行わないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、鳥飼副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に提出されたものについて、陳情4件を受理しています。受理した陳情のうち2件、和光市議会本会議場に国旗及び市旗を掲揚することを求めることに関する陳情及び改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書を国に提出することに関する陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

また、受理した陳情のうち2件、宗教によって差別されることのない、公平公正な行政サービスを求める陳情及び公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘、配達、集金を自粛するよう求める陳情は、市内在住、在勤、在学者以外の方が持参したものであることから、本会議での審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、この陳情第5号の審査のため、9月6日、水曜日に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、時間については後ほど決定したいと思います。

それでは、今回受理した陳情の審査はただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。

質問時間については、4月14日の議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。会期は28日間とし、常任委員会を6日間で、第7日及び第23日に予算決算常任委員会を開催し、決算の議案がありますので、第8日、第9日、第12日、第13日の4日間で予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

なお、9月1日、金曜日、4日、月曜日、5日、火曜日、13日、水曜日、21日、木曜日を調査休会、9月2日、土曜日、3日、日曜日、9日、土曜日、10日、日曜日、16日、土曜日から

18日、月曜日、23日、土曜日から26日、火曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出は9月4日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。  
富澤議長。

○富澤啓二議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告をします。

市長選出議員に1名の欠員、市議会議員選出議員に3名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありましたが、いずれも届出のあった候補者数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、選挙は行わないこととなりましたので、御報告します。

○安保友博委員長 次に、意見書案についてです。

緑風会から1件の意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため9月6日、水曜日の議会運営委員会で協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、意見書については予算決算常任委員会終了後に議会運営委員会を開き、陳情第5号については参考人招致のため午後1時15分から審査を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

また、意見書の調整が整った場合は、9月19日、火曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう御留意願います。

以上で、令和5年和光市議会9月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

まず、11月1日発行予定の議会だよりナンバー122について事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○**工藤議事課長** 議会だよりナンバー122、令和5年11月号の掲載内容について御説明いたします。なお、内容は昨年11月号の市議会だよりを参考にしています。

掲載内容は、令和4年度の決算審査について、9月定例会の主な議案、議会報告会開催のお知らせ、市民に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、議案等の採決結果、12月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介、トピックスとして8月9日開催、第5区議長会議員研修会等を予定しております。

掲載内容の詳細は、9月定例会閉会日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せで確定し、10月11日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、10月18日開催の議会運営委員会で確定する予定です。

○**安保友博委員長** 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。

次に、和光市議会広報の発行に関する基準の改正について、事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○**工藤議事課長** 和光市議会広報の発行に関する基準の改正について説明させていただきます。

令和5年7月18日開催の議会運営委員会で、基準の改正案について御説明させていただいたところですが、1点、現在の編集の進め方と違う箇所がございましたので、修正をお願いいたします。

修正箇所は、10、発行までのスケジュールについてです。別紙資料を御覧ください。

前回の市議会だより8月号を発行するまでの流れは、まず一般質問3日目に開催された議会運営委員会で掲載内容について大まかな確認を行い、定例会閉会日の第1回編集事前打合せで掲載内容の詳細を決定し、第2回編集事前打合せで初稿の校正を行い、議会運営委員会で2稿の校正及び発行内容を確定いたしました。これを基に基準の修正を行い、10、発行までのスケジュール本文について、議会運営委員会でレイアウトの大枠及び発行スケジュールを確認した後、編集事前打合せを2回開催し、校正を行った上で、議会運営委員会で内容を確定するものとするとし、(2)議会運営委員会の1回を2回にし、定例会開会前及び2校校正時と修正するものです。

○**安保友博委員長** 広報の発行に関する基準については、資料のとおり修正するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

今後も定例会開会前の議会運営委員会において、議会だよりについて触れることとなりますので、御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件 8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてを議題とします。

各会派で議会改革のテーマごとに短期、中期、長期の別を検討していただきました。本日は、それらを取りまとめたものを資料として配付しております。

本日は、短期、主に今年度中に協議するものを決定したいと思います。

資料を御覧ください。

おおむね短期で一致していると思われるものが 3 番、国旗及び市旗の掲揚、8 番、研修会及び視察、19 番、パソコン等電子機器の持込み、20 番、傍聴、24 番、議員の服装規定、25 番、議員の通称使用、26 番、議員名簿の住所非公開化、以上の 7 項目です。

これらを短期で協議するものとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見のある方はお願いします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今、短期で行うものということで複数の箇所をお伺いしましたけれども、その選定基準というのは何だったのでしょうか。

○安保友博委員長 各会派から出されたものプラス、オブザーバーのお二人から出されたものの中で、短期と書かれたものが多いと認められたのがこれかなというところで挙げたものですので、ここに今なかったものでもやはり短期でやるべきだという意見があれば、今出していたければ。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議員間討議に関しては、長期になるものがないので、短期の方もいらっしゃるのでは、テーマとして取上げてよいのかなと思います。あとは、恐らく長期が 1 つから 2 つあるものも、今のところだと議員服装規定と議員通称使用と議員名簿の住所非公開化に関しては長期のものというふうを選定した方がいるけれども、挙げている状況になる。これについては緑風会、長期に挙げている方の御意見を伺った上で、短期にするべきかどうかというのを判断したほうがいいのかと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 これについても御意見があればいただきたいと思います。

吉田委員。

○吉田武司委員 今、緑風会のほうで長期ということで議員名簿の住所非公開化というところを挙げたんですけども、これは多分、市議会のしおりに住所とかがみんな載っていて、もう今作成したので、多分 2 年後じゃないと、その作成したものが訂正できないと思いますので、それで長期という表現にさせていただきました。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今おっしゃったとおり、改正を踏まえなければ発行したものとかがあると、直すのに時間がかかるものはある程度先送りした上で、より短期なものを議論していくのが重要なかなと思います。その上でいうと、議員の服装の規定の見直しとか、通称使用に関する要綱の訂正というところも緑風会は長期と記載しているところかと思うんですけども、その理由

はいかがだったでしょうか。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 今御質問いただいた議員の服装規定等について、あといろいろほかのところにつきまして、これは慎重に協議していったほうがいいのかなど。短期で慌ててやるよりも、丁寧なやり取りをしてから行ったほうがいいのかなどというふうにも思いましたので、長期と表現をさせていただきました。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 原則的なことをしゃべるかも分かりませんが、それぞれの会派で短、中、長と言っていて、それを単なる多数決でぱっと決めるのではなくて、この中にもあるように、議員間討議というのがかなり前から言われているわけですよ。だから、多い人の意見も少ない人数の方の意見も聞き、やはり討議して、それからこれが多いから決めるんじゃないというふうにしていくといい。先ほど吉田委員が説明したり、その意見に対してまた他の委員がその考えを押し付けるというわけじゃないけれども、話を聞けるような雰囲気最終的に決めていったほうが私はいいと思います。先ほどちょっと聞き逃したんですけども、何々が多いのでそれを短期で決めましょうというのは、私はよくないと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回の議会改革というところで、示されたのが短期、中期、長期ということで、短期では1年間ぐらいをめぐりにやっていきましょう、中期は2年間、半分ぐらいでやっていきましょう、長期は4年かけて、この任期をかけてやっていましょうというところで、今回、短期で挙げさせてもらったのは、短期ですぐ決めるという話ではなくて、多分、一番初めに身近で取っかかりやすい部分をやっていましょうということなので、それを短期にしたからといって、そこですぐ結論が出るのではなくて、そこでもうちょっと延ばしたほうがいいよねとか、要綱が必要だからもうちょっと延ばしたほうがいいよねとか、そこら辺は慎重に、もちろん短期的に、集中的にやるというわけではなくて、取っかかりとしてやるという意味合いだと思うんですね。そこら辺ちょっと確認して意思疎通を取りながらやっていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 ここに言葉の勘違いする場合があります。ここに出ていることは全部やらなければいけないと思った思考で短期で決める、長期とか、ひょっとしたらやらないかも分からない。だから、その前に議論を短期にするのはいいでしょう。それを経て、全部やることを前提でどうしたら進むかという思考だけでは判断を間違えるかなど。議員間討議を短期で集中的にやることは賛成だけれども、短期で集中的にやったがゆえに、本当はやらなければいけないものが中止になるかも分からない。やる時期というのがそれぞれにあるわけだから、議員はそれだけじゃなくて、まちづくりだとか、いろいろ大きな問題を抱えているわけだから、服装だとかいろいろな内容が改革的なものではないじゃないですか、ちょっと直して、そのこと

も大切だから、話し合いを短期です。だけれども、それは短期で決着してやらなくなってしまうたら困ってしまう部分もある。そういうのを含めてやらないと議会じゃなくなってしまう。多数決で決めたらよくないと、判断を間違う可能性があるので、それを今私は皆さんにお話ししたいと思いますがいかがでしょうか。

**○安保友博委員長** 念のため誤解がないように申し上げたいと思いますけれども、今、案として幾つか挙げさせていただいたものは、これは短期と決めて先にやりますよというのは、あくまでも議会改革の会議の中で先に取り上げるという趣旨であって、長期のものはそのまま何も触らずに置いておいて、4年後までに考えますとかそういうことではなくて、次の議会改革の会議でどれを取り上げますかという趣旨で、まずは捉えていただければと思います。もちろん、それは多数決で、決まらなかったら多いもので決めていくということではなくて、そこはあくまでも合意形成を図った上で、議会運営のことですので、皆さんで合意を取れたものについて、それはやりましょう、もしくはやりませんという判断をしていくということになると思いますので、そこら辺は強行的にやるという趣旨ではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

吉田委員。

**○吉田武司委員** 今回、緑風会で議会費の予算について議長に要望させていただきました。この議会改革の中でも予算が必要なものもあるので、そういうところも一緒に話をしていかなないと。そういうところを後回しにしてしまったら、予算がつかないのでできないということにもなってくると思うので、皆さんの意見がここに出てきているので、いま一度、短期、中期、長期のものを持ち帰って、会派でもう1回見直して順番決めをする。この議会改革は4年間でやればよいというものではなくて、少しでも早く進めていかないといけないと思うので、今言われた、短期が多いから先にやってしまうというのではなくて、少し考え直して、いま一度そういう予算の必要なところも考えてやっていければと思います。

**○安保友博委員長** 菅原委員。

**○菅原満委員** 私どもは、長期、中期、短期ということで、長期は後にやるという発想ではなく、調べるのに時間がかかるから、後々、短期は協議していく。長期のものはそれぞれの会派の皆さん、それぞれいろいろな角度から調べていく必要があるのかなという発想の下、うちとすると調べるのもなかなか大変なので、時間的なことやいろいろ気がつかないところとかがあるから、長期、中期、短期で、短期はいろいろ協議していけば、結論が出せるのかなということと、あと、予算に絡むというのも示されていたので、当然、単年度ごとにいろいろと議会として要望したいこともあるけれども、議会改革の中で予算に絡むものも協議していくので、単年度の予算については協議して、協議がまとまったところで議会として要望していくという考えで会派内でいろいろ話をした中で、短、中、長期という形で回答させていただいたので、短期だから、年度内にすぐ結論が出るということではないですけれども、おおむね調べていく中でそういう取組方ができるのではないかとということで、結論が早く出せる出せないということ

ではなくて、調べたりいろいろ協議していくということできると、私たちも、うちの会派も含め出させていただいた区分けになっているという。

ただ、今の緑風会とかそれぞれのお話もあって、それぞれ考えがあるので、その辺も踏まえて協議していく必要もあるのかなと、今お話を伺っていて感じました。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 今回この調査というか、長、中、短の設定で、短のところが今年度中、中が2年とか、説明がありましたよね。そんなのを頭の中に入れて、緑風会としてはみんなで話しをして、これは難しいよねとかという話がありました。そしてまず1番に、議会改革の先進地の視察がやはりいろいろなことで大事だから、そういう予算もつけてもらってやらなければいけないのではないかなというところで、話し合っただけで出させていただきました。でも今回、どうしてこの短が今年度中とか、そういう設問にしたのか、ちょっと疑問に思っていました。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 前回、優先度をつけましょうという形で、今回、会派の中で1回もんで、ここで短、中、長という形で集計して出した形になっていると思うんですけども、会派の間でも短期にしているものもあれば、長期にしているものもあって、なかなか現状としては決めづらい部分があるのかなと思います。ただ、今回の趣旨としては議論の優先度をつけるということだと思うので、例えばですけども、短だったら1ポイント、中だったら2ポイント、長だったら3ポイントという形にして、それで合計を出していった少ない順に議論していくという形のほうが、今、皆さんが出していただいた意見を前へ進めていく形になるのかなと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 皆様の言われていたとおり、今こういってことで時間を取るよりも、今、鎌田委員が言われたように、ポイントにして数の少ない順にやっていく。短期というのはやはりすぐに取りかかったほうがいいだろうというふうに捉えて、公明党でも出しましたので、数が3だったら1ポイントと、鎌田委員が言われたとおりで、ポイントで数えれば優先度、いち早く取りかかるものも数が出るかなと思います。全員が短にしているものは1つもないので、でもこれ全て、すぐにこうやって話し合っただけで進めていけばいいことじゃないかと思うんですね。例えばパソコンの持込みとかは、なるべく早く決めて取りかかり、またやっていく中で、変わっていくかもしれない。そして議員の服装についても、時代の流れによってまた変わっていくかもしれないので、まずは一旦決めて、それでこの項目がいつまでも残っているというよりは、少しずつ解消していったほうがいいかなと思いますので、ポイント制という言い方はもしかしたらあれかもしれないですけども、一番数が少なくて、順番を決めていち早く取りかかっていただきたいと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今期はこういった議会改革というのを outsourcing してもらったんですけども、前は枠組みが近いものをくっつけて、その中で今年度はすごく早くからこの議会改革を始めて



いるんですね。通常では2年間たって、それから議会改革を最後の2年間で取りまとめていくというやり方を今までは取っていたと思うんですけども、今回、新しく議員になって、4年間かけてやろうということで、新しい試みだと思うんです。実際にどういうふうに進めていったほうがいいのかという部分で、日本共産党は、すごい曖昧な短期から中期とか、中期から長期というふうにちょっと長めにスパンを取らせてもらって条例改正だったり、それこそ先進の自治体の事例を見てどこをどういうふうに変えていかなければいけないかという、ちょっと時間がかかるのではないかという大きな枠組みで見て示させてもらったんです。

先ほど鎌田委員が言ったように、短期は1ポイント、中期は2ポイント、長期は3ポイントと、ポイントが少ないところからやっという提案も、それは一つの方法ではありではないかなと思うんですけども、今まで経験して議会改革をやってきた人と、また新しく入っというふうにやっというところで、どういうふうに進めていけば、皆さんが本当に進めやすいのかなというのは、本来であればもうちょっと練って、次の議会改革とか、議運のときに諮ってどういう方向性にしていこうか決めていったほうがいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○安保友博委員長** 今皆さんの中で、短期、中期、長期というものの意味合いを各会派で解釈するのが困難だったのかなというのがちょっとあったので、もう一度改めて各会派ごとにどういう観点で短、中、長をつけたのか。例えば新しい風・希望の菅原委員は、先ほど示されたようにつけたけれども、別に結論を急ぐものではないというような話がありました。それについて各会派はどのように考えているかを出し合ってみたいと思うんですけども、よろしいですか。

緑風会、吉田委員。

**○吉田武司委員** 緑風会としては、長、中、短の位置づけは、予算とかを伴わないですぐにできるところとか、そういうところを考えてつけさせていただきました。やはり先ほど赤松議員が言われたみたいに、順番決めというか、枠決め、これを一つ一つみんなで話し合っ決めていったほうが、鳥飼委員もおっしゃっていましたが、似たようなところをくりつけて、枠組みを決めてできたらいいのかなと思いますけれども、やはりすぐ進めていかなければいけないところとか、ちょっと時間がかかるなというところを考慮して、緑風会としては決めさせていただきました。

**○安保友博委員長** 公明党、伊藤委員。

**○伊藤妙子委員** 緑風会の吉田武司委員が言われたものと、あと菅原委員が先ほど言われたものとも、公明党としては両方同じものなんですけど、予算によって時間がどうしてもかかってしまうものはやはり中、長というふうにさせていただきましたし、あと菅原委員が言われたように、話し合いにちょっと時間がかかる、よく練っいかなければいけないものは中、長にしました。短はしっかりと協議して、場合によっては多数決になるかもしれませんが、すぐに決めたほうがいいのではないかなということで短にしました。ですので、まとめますと鎌田委

員が言ったように、これを全部すぐに話し合っ、議員間討議をしていくといいと思うんですけども、その順番として短が一番多かったものから順に、順番を並び替えてやっていくというのが一番合理的だと思いました。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 基本的にはこの場で協議して、議会ですぐ動けるものあるいはパソコンの持込みなどについては、もう試行的に行われてきていること、そういったものは短期というか、最終的にやるかやらないかということがあるかもしれませんが、協議に入りやすい。中期は、新たなこととかある程度調べていかなければいけないということを念頭に、中期、長期は執行部側も関係してくる、あるいは先ほどから吉田委員とかがいろいろ言われている他市議会の状況等も調べるとなると時間がかかるということで、長期になるのかなと。ただ、この場で協議している場合は同時並行にせいのドンで全部いけないので、短期的なものを協議して、結論を出す、中期的なものを出す、長期的なものをしていくということで、何も中期的だから、短、中が終わったから長期に行くということじゃなくて、それはそれぞれ提案いただいた内容を基にうちの会派では調べていくということで。今インターネットも使えるので、若干調べ始めていますけれども、ただ調べることも多いし、いろいろな調整も出てくる。先ほど来言われている他の市議会の状況も確認していかなければいけないという意味合いで分けたということで、そういうことを念頭に、短、中、長で長だけ一部まとめればできるのかなというようなことで、分けて短を回答させていただいています。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派としては、短期については1年以内、中期については2年以内、長期については今期内を目指すというふうな最初の定義にのっとってやらせていただいています。どのように短、中、長を振り分けていったかということ、コストだったり、重要度、それによって与える影響度だったり、もしくは緊急性の高いものについては短にしています。中期に関しては、やはり協議が十分必要になるものとか、時系列を考えて中、長期を選んでいきます。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党は、短期は今年度中、中期が2年間、長期が今期中ということ的前提に考えて、だからといって、長期だから今年度に全く取り上げないとかではなくて、全部の項目を今年度中に全部取り上げて、例えば予算がかかるものに対しては、毎年毎年予算を挙げていかなければいつになっても予算がなかなか取れないので、そこら辺は正直長期だけれども、毎年度、毎年度やっていくとか、長いスパンでどういうふうにしていかなければいけないのかなというのは考えました。また中期とかに関しても、条例改正というのはすぐできるわけでもないし、他市の先進事例とかもしっかり見て、本当にいいものをちゃんと得て、和光市でもやりたいと思いましたので、中期、短期が一番身近で分かりやすく結論が出やすいといったら語弊がありますけれども、取っかかりやすいのかなと思って、そういったものにつけさせてもらいました。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 当会派といたしましては、先ほど鎌田委員がおっしゃった話とほぼ同じで、もともと短、中、長をつけるに当たって、結論をどこで求めるのかという時間的なものとして捉えて、すぐに決まりそうなもの、もしくは決めるべきものに関しては短にしましたし、その基準でもう少し時間がかかるかなというものに関しては中、やはり長く時間をかけてということに対しては長という形でつけました。これは長にしたからといって3年間ずっと放置して、4年目に議論しましょうというのではなくて、全てを同じスピードで協議はしていくんですけども、結論が短はすぐに決まりそうだ、中は2年ぐらいかかりそうだ、長は3年、4年かかりそうだという感覚でつけていますので、長にしたからといって放置するわけではない、中にしたからといって来年やりましょうということでもない、その議論の成熟が早そうなもの、もしくは長くなりそうなものという基準でつけましたので、その点、全体の議論を続けていきたいなというところで考えてつけております。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 まず、私の提言なんですけれども、26項目もあるわけですよ。これを全部見ていたら、頭が散漫になるわけですよ。全部課題を解決して、やるかやらないか、またみんなの意見によってやらないと言った人がやるに変わるかも分からない、合意形成によって。だから、私はこれを5項目ぐらい、難しいも何も短、中、長を混ぜちゃって、ブロックに分けて、それでだんだんに取り組んでいくわけですよ。中には、例えば議員報酬の見直し、4番について、緑風会は長期になっているんです。だけれども、話したら同じなんだよね。僕は短と書いているんですよ。短はみんなが言っている、今物価が上がって生活が苦しくなって、議員報酬は非常に低いわけですよ。こういうのは早く決めないと、根本的なものがあるでしょうけれども、これには予算に時間がかかるから、吉田委員は長と書いてあるけれども、要求度は早いんです。

そういうものを大きい目玉2つぐらいに、簡単と言ったらおかしい。例えばバリアフリーのどこかは長なんですよね。新しい風と国民は長なんです。けがしたらいけないわけなんだから、バリアフリーというのはすぐやらなきゃいけないわけですよ。議員が直す程度だから、お金がかかるかも分からない。これはやらなきゃいけないから私は短としているわけですよ。傍聴者がけがしちゃいけないし、皆それぞれテーマの課題の捉え方が違うんだよね。短、中、長を混ぜてそれをみんなで決める。それを5ブロックぐらいにして、一つ一つ取り組んでいく。1年間にこれ全部やれますよ。1年で分けてやれば、5項目ぐらいだったら1時間で考えられるけれども、26項目だったら集中できないんで、私はそういう進め方をまず決めて、それぞれの重要度が違うんですよ、委員の。だけれども、人の話を聞けばこれは重要だと思うかも分からないし、聞けばそんなに重要ではないなと思うかも分からない、そういうのは合意形成で決

めればいい。だから、この26項目の課題解決の進め方をまず決めたほうが私はいいと思います。

私はこれをぱっと見ただけで、何かつけるときに最後いいかげんになっちゃいますよ、26項目、これは、それぞれの重要度が違うんですよ。あるところは重要に思っているけれども、あの議員は思わない、あのことやらなきゃいけないんじゃないかと、重要度、価値観が違うからね。

○安保友博委員長 萩原圭一委員外議員。どういう基準でつけたかという説明だけ。

○萩原圭一委員外議員 私は議会の中で合意形成が得やすそうなものの順でつけました。やはり服装とか、そういうのはすぐに決められそうだし、長いのでいえば通年議会を導入するかどうかというのはかなり大きい、重い話なので、やはり合意形成がなかなか難しそうだなと思って、合意形成が得やすいかどうかということで選びました。

○安保友博委員長 今各会派からとオブザーバーの方からの短、中、長のつけ方について説明がありましたので、以上のことを踏まえて、また改めてこの先の進め方等について意見があればお願いします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回短、中、長を分けた理由は、どれから順に話し合っていくかを決める際の指標として皆さん話し合っていきましょうというところで短、中、長と決めたわけです。だから、今回通年議会、この全てのものは4年間で必ず話し合うこと、だけれども、その中で優先順位をつけるとしたら、どうしていくかということであると思うので、話し合う順序をという観点でちゃんと取らなければいけない。それは予算とか、そういったことも含めて何番を一番最初にやっていきますかということを中心に、先ほど短、中、長を決めたので、そういった観点を集計しなければいけないのではないかなと思います。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時41分 休憩）

再開します。（午前11時02分 再開）

今日決めなければいけないこととしましては、議論の優先順位を踏まえて次回何をするかということなので、進め方について提案があれば改めて伺いたいと思います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回、短、中、長と出していただいたんですけども、例えば短期でやりたいという会派もあれば、長期でやりたいという会派が混在している中で、なかなか順番が決めづらいというのが課題かと思います。これは提案ですけども、例えば短期を1ポイント、中期を2ポイント、長期を3ポイントというような形で集計した上で、合計ポイントが少ない順に優先的に話し合っていくという形で進めてはいかがでしょうか。ポイントが逆でもいいんですけども、要は優先順位さえ決められれば、次の議運で話し合えるかと思いますので、そういった形で集計し直すことがよいのかなと思います。いかがでしょうか。

○安保友博委員長 今優先順位を決めるというところの決め方についての提案がありましたけれども、これについてまずいかがでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 これを見たら、短、中、長と1つのテーマについてミックスされているわけですよ、多様だからね。これで分けても混じっているわけですよ、難しいのも取組の意見が。取りあえずそれでブロックをつくるなり、進めていってもらったほうがいいと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 それも含めていつ順序を決めるかが今回の議運の話合いの目的かと思うので、先ほどの赤松議員の話も含めると、やはりポイント制にするほうが適切かというふうに思います。

○安保友博委員長 改めて、この議論の順番を決めるという決め方についての提案が今ありましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、次回から何をやっていくかということに話を移しますけれども、決まった優先順位について、先ほど当初の提案としましては短が比較的多いものから7個ぐらい挙げたんですけども、それでいいのか、それともどうするか、それについての提案があればお願いします。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 議会改革の話になると、本当に白熱したり、時間がかかってしまうので、タイムスケジュールとして時間を2時間とするとか、例えば今後の日程としてどのぐらいかかるのかという大枠の枠組みをつくっていただければありがたいと思います。

○安保友博委員長 前期と同様になるかと思いますが、項目の数で次回何をするかというのではなくて、2時間という枠組みでできるところまでやっていくというような提案かと思いますが、それでいかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 1回2時間という時間から入るのも一つの手法かと思うんですけども、今後のスケジュール、以前のようにカレンダーで示していただいて、それに基づいて1項目2時間なら2時間というような形で入っていかないと、改革の議運は2時間ですよと、3時間、4時間とやらず、そこで切って次にまた改めてやるというものもあるんですけども、やはり日程的なものにある程度目安がないと、どこまで継続して協議できるのかとか、あとは提案する側もその準備だとかいろいろあるので、その辺も併せて示していただければと思うので、その辺お願いいたします。

○安保友博委員長 その点についてなんですけれども、各項目でどういう問題意識があるのかということが現状分からない状態なので、まずは1から26項目あるので、それをまずは一通り全部終わらせて、それから具体的にスケジュール感を踏まえて決まるものは決まるし、決まらないものについては、じゃ熟慮していきましようということでスケジュールに置き直していく必要があると思うので、その点についてはまずは並び替えたものを1から26、ここで1回扱ってみて、議論がどれぐらいかかろうか、どれぐらい問題がありそうかということを出し合う

ことが先決かと思うんですけども、その辺についていかがでしょう。

菅原委員。

○菅原満委員 そうすると、1から26を2時間の中で協議してスタートしていくという理解でいいんですか。

○安保友博委員長 先ほどの鳥飼委員の提案としては1回2時間と区切りますけれども、今回は2時間で1から26のうち1、2、3、4とやっていって、2時間経った段階で終了、次の回でその続きをやる。26が終わるまでまずはそれをやる。全部出し終わって、その後、次どうしますかとなったときに、具体的に項目ごとにこういうスケジュールでやっていきたいと思いますかということ、スケジュール感の立てようがないと思うので。

菅原委員。

○菅原満委員 私は逆で、やはり年間のうちにさっきも言ったとおり、年4回は確実に定例会が入ってくるわけだし、そのほかに視察があったり、報告会を入れたりということもあるので、やはりある程度のスケジュールを考えておかないと、終わらなかつたら次回ということではいつですよという五月雨式の日程を組むのではなくて、きちっと日程の腹積もりを示していただいて、計画的にやっていかないと、次回1から26のうちどこまでいくか分からないけれども、やる、終わらなかつた部分を次回またやる、終わらなかつたらまた次もやる、また戻ってということで、進めたいなら進められたら結構ですけども、一定程度のスケジュール感がないと、もうこれで9月定例会が始まって、10月は視察があったりいろいろ入っていて、11月は報告会があり、11月下旬には次の定例会の告示、そして12月定例会が入り、年末年始に入っていくということになっていくので、その辺をカレンダーでこういう形ですよと、はっきりその日ですよということでも、一定程度のスケジュール感を示していただくことは私は必要なんじゃないかなと。以前もそういった形で示してもらって進めたんじゃないかなというふうに思いますので、その辺を御検討ください。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今菅原委員がおっしゃるように、今年はまだあとちょっとしかないわけですよ。あと3年、3年目になると正月ぐらいまでには終わらせておかないと次の選挙もあるわけです。その間に何回こういう会議が持てるか、まず日にちを出しておかないと。だけど、大きな事件が起きればそれは延びるかも分からない。余裕を持ってあと20回できるのか、10回できるのか、30回、そこから割り出していかないと、この26項目はできない。日にちがあと15回ぐらいあるのか20日間あるのか、それは2時間として20日だったら40時間ですよ。それで何項目検討できるか、そういうのを事務局とも相談してスケジュールを立てて、そうしたら1日26やる、5個ずつ3回で終わらすとかになってくるかも分からない。それをまず見ないとこの会議は進められないですよ、途中で全部霧散しちゃって。大きな事件とか何かあったらもうやられていられないから、その2割ぐらい余裕を持つぐらいで菅原委員がおっしゃったように日程を組むということですよ。

○安保友博委員長 議論の前提として確認しておきますけれども、今議会改革のために新たに日程を組んで、そのために議会改革のテーマとした議運を開くか開かないかという話もまだ決まっていなくて、今のところ、定例的にある議運の中で議会改革を進めていきますよという話しかまだしていないんです。そもそも空いている日程を見て、じゃここだったらできますねということを議会改革のために空いているところにどんどん入れていくという話を今の段階でできるかという、まだどれだけの議論が必要かということすら分からない状態なので、まずは1回洗ってみて、洗ったものについてあとこれだけあるから、定例の議運の中でやれば足りるのか、それとも足りないから空いているところで議会改革の議運を新たに設定しなければいけないのかということは今後議論していかないといけないと思うんです。そこを踏まえて、それも何も決まっていなのに、空いているところにどんどん議運の日程だけ入れておいて、それを進めていくというのは、今の段階では多分不可能だと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 決めなくてもいいんですよ。決めなくてもどれぐらいの会議が持てるのか、今の議運の回数からいって、この表があるから、表の右の3分の1ぐらいさっと抜けてそこを埋めてみればいいんですよ、何回やれるか、そうすると大体どの程度進めてやらなければいけないのか見えてくる。そういうのを資料として出す。またそれでやり始めたら、提案者に資料を出してもらって、どうしてこれを提案したかという説明を出した人がする、そういうのをに入れていって進めないと、途中で時間が些少しちゃう。

○安保友博委員長 それがそうなのかどうかということ、その必要性があるかどうかということを見極めるためにも、次回以降、1回これを具体的に議論をしてみて、その後、スケジュールを決めていきたいと思いますという話にならないと、逆にどのように次回以降、日程を組むというお話をされているのか、私のほうでまとめ切れないんですけれども。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 こういう会議の進め方だけでも、次回、ここで議論して進め方なんかやるたたき台を今、鎌田委員がやってくれるのか、委員長、副委員長がやってくれるのか分からないけれども、今、菅原委員がおっしゃったこういう案のたたき台を考えてこないと進まない。毎回、この程度で、すごく貴重な時間なんで。

○安保友博委員長 話が前後して申し訳ないですけども、繰り返しになりますが、議運のために今まで予定されていなかった日程を組む必要があるかどうかということについて、私は判断できないんですけども。資料がないからではなくて、何を話すのか、それとも定例の議運で足りるのかどうかすら分からないので、だからそれを1回やってみないことには次の議論に進まないというふうに考えているんですけども、今から日程を組んで、空いているところに議運を入れ込めという話であれば、そういう提案として皆さんが合意すればそれはやりますけれども。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 進め方だったりというのがまだ共通の認識になっていないのかなというのがある、今委員長や鎌田委員から話があったのは、取りあえずまず優先順位を決めましょう、26項目あるからそれをどのように進めていくかというところで、取りあえず一通り終わらせるために、それぞれの会派が提案をしてくれているわけじゃないですか、その説明を取りあえずして、それからスケジュール的にどう進めていくかという議論になっていくと思うので、スケジュールももちろん大事なんですけども、そこを全てやってしまうとまたさらに先に進まないの、まず始めに優先順位をつけて、どういうふうに進んでいくかを決めるところなんです。次の18日に何を審査しなきゃいけないのかと。何も決まっていない状態だと時間だけがまた持っていかれてしまうので、そこを今委員長はこういうふうにしたらいかがですかというところで、優先順位を決めて早い順番からやっていきたいと思いますということなので、そこら辺は皆さんの共通認識にさせていただきたいと思うんですけども。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 次の会議まで鎌田委員がいい案を出してくれた。委員長案でいいから例えばICT化、これは4回ぐらいで決めようかなと案ぐらい持っておいていいですよ。バリアフリーは3回で決めようというぐらいのたたき台でいいんです。それが間違っ、ねばならないじゃなくて、それで時系列で計算をしたほうがいいです。それぐらい持っておいて、これを用意したと、たたき台ですよ、これは。それに縛られるわけではない、3回といっても5回になるかも分からない。3回が1回になるかも分からない、そういうたたき台をつくって議論しないと、時間の議論をする、進め方の議論、たたき台を、素案を出してほしい。お任せします。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 この素案の部分についてはさっきの議会運営のところ、提案した会派がたたき台で説明されるという認識です。今回については優先度を決めながら鳥飼委員が言ってくださいましたけれども、次の機会に議会運営で話し合っていく内容の優先順位をつけていきたいと思います。この中で課題となるのは、題によってはとても時間がかかるものもあれば、すぐ決まるものもあるかと思えます。なので、ある程度、何分間か決めた上で議論してみて、決まらないようだったら次に置いておくという形で進めていくことが現実的かと思ひまして、そういった意見で鳥飼委員も言っていただけたかと思うので、そういった形で進めていただくのがよいかなと思ひます。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

今御意見がたくさん出ましたけれども、まずは今後の進め方を決めるに当たっても、一度今出ているものを洗った上で、今後のスケジュール感、スケジュール感というのは議会改革のための特別な議会運営委員会を設置するかどうか、設置というのは日程を設定するかどうかも含めて、今後の話として。現状では定例の議会運営委員会の中で、一つの案件として議会改革をやっていくということまでしか今のところ決まっていないので、それを今後見ていく、そう



いう形で進めていくと。

引き直しますと、次回9月6日においては、時間を2時間と区切り、事前にお示しいたしますポイント制で並び替えた優先順位1から2時間でやれる範囲でやっていき、まず26終わるまでその議会運営委員会ごとにやっていくということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

そのように決まりました。

小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 今9月6日からとおっしゃったような気がしたんですけれども、その辺の開始する日付の確認だけお願いします。9月6日だと定例会中の議運になりますので、そこから始めるのかどうか。10月の先ほど、開始する日付の確認をお願いしたいと思います。

○安保友博委員長 失礼しました。日程の提示に誤りがありましたので修正いたします。

9月6日ではなくて、9月定例会後、10月18日の議会運営委員会、こちらを第1回としてやっていく形にしたいと思います。

先ほど9月6日で諮ってしまったので、もう一度諮りたいと思いますが、10月18日の議会運営委員会で、順位を引き直したものを順位1から2時間という時間制限でやっていくということによろしいですか。広報議運なので、その後で。

〔「異議なし」という声あり〕

では、事務局は、順位を引き直したものを共有していただくようにお願いします。

それでは、10月18日までに会派で意見をまとめておいていただくようにお願いいたします。

以上で議会改革についての協議を終了します。

次に、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてを議題とします。

前回までの協議内容を含めて作成した開催要領案をお手元に配付しております。

事務局から説明願います。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 お手元の和光市議会報告会開催要領案を御覧ください。

前回、7月18日までに御協議いただいた内容を踏まえ、また昨年及び令和元年11月に実施しました開催要領案をベースに安保委員長と調整の上、案を作成しましたので、主な点について御説明します。

1、目的は前回同様、議会の運営状況や審議結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに、情報の共有を図るため、全議員出席の下、開催する議会報告会に関して必要な事項を定めるものとするとしています。

2、内容は、(1)議会報告として令和4年度決算の審査概要等の報告、(2)市民との意見交換会として、テーマは特に設定せず、広く市政に対する意見交換を行うとなります。

続きまして、開催時期は11月1日、議員集合を午後1時、受付を1時15分、開会を午後1時

30分からとし、所要時間は1時間30分程度としています。

場所は、和光市役所議事堂3階全員協議会室ほか。

続きまして、次第については、(1)進行説明が議会運営委員会委員長で3分。(2)開会挨拶が議長で3分。(3)議会報告として、今年度から予算決算常任委員会が設置されていますことから、まず予算決算常任委員会委員長が総括的な決算について5分、続いて総務環境分科会会長からの報告が10分、文教厚生分科会会長からの報告が10分としています。(4)意見交換会については、広く市政に対する意見交換を行うということで、進行具合で調整することになると思いますが、50分としています。(5)閉会挨拶は各ファシリテーターとなります。意見交換会は参加者数に応じてグループに分かれて行おうという意見がありましたので、一番最後にグループ割り振り案を作成して添付しております。後で説明しますが、2グループの場合と3グループの場合の割り振りを示しています。

次に、6、運営構成についてです。議会運営委員会が議会報告会の運営を総括する。予算決算常任委員会各分科会は、審査の報告内容を確定する。報告会終了後に議会運営委員会を開催し、各会派の意見等を聴取するとしています。

7、役割分担については、議長が開会挨拶、議会運営委員会委員長が司会進行、予算決算常任委員会委員長及び各分科会会長が資料原稿の作成及び審査概要の報告、それから議長、議会運営委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、各分科会会長以外は、次の役割を担い、責任者を1名置くとして、責任者には二重丸を付しております。

まず、議会報告ではアとして受付案内が4名で内山議員、待鳥議員、鎌田議員、萩原議員。内容はポスター及び配布用お知らせの作成、これは既に萩原議員にお願いしております。

次に、参加者名簿、次第、アンケートの原稿作成。受付で資料、次第、アンケート用紙及び用語解説を配布。受付、参加者名簿の記入、来場者数のカウント、来場者の案内、それから報告会終了後、アンケート用紙を回収し、集計する。

イ、写真、録画が2名で片山議員と渡邊議員。内容は、市議会ホームページ及び貸出用DVDの作成用として写真及びビデオ撮影、これは全体の様子をつかめるものとして、参加者個人が映らないように配慮する。

続きまして、意見交換会では、アとして、会場案内が5名で松永議員、小嶋議員、鳥飼議員、岩澤議員、吉田活世議員。内容は、意見交換会場への案内、誘導です。

それから、イ、記録メモとして3名、伊藤議員、齋藤議員、3班に分かれた場合、待鳥議員。内容は、ICレコーダーでの録音、意見交換会の要点筆記、それから報告会終了後、ホームページに公開する意見交換会の原稿作成。

ウ、写真が3名で片山議員、渡邊議員、3班の場合、吉田活世議員。内容は写真撮影で、こちらも全体の様子をつかめるものとし、参加者個人が写らないよう配慮する。

エとして、今まで議論のありましたタイムキーパーを導入するということで、3名で鎌田議員、岩澤議員、3班の場合は萩原議員。意見交換会中、1人の発言が長くならないよう時間管

理を行うとしています。

(5) 全議員で会場設営及び撤収を行う。

(6) 事務局は、会場及び使用備品の予約、周知手続、ポスター及びお知らせの印刷、配布、用語解説の作成、資料等の確認及び印刷、録画、録音機材等の搬入を行うとしています。

8、周知方法については、経費を極力かけないものとし、アからカまでのとおりとしています。カの9月定例会の傍聴に来た人にお知らせを配布は、今回初めての取組となります。

続きまして、9、意見交換会の対応については、(1)参加人数により幾つかのグループに分かれて意見交換を行う。今回は案としておおむね16人以下の場合2グループ、おおむね17人以上の場合3グループとしております。割り振り案は別紙のとおりです。

(2) あらかじめ以下のルールを設定し、参加者間で合意をしておく。これは前回同様の内容です。内容としては対等な立場で発言する。他者の意見を尊重する。ほかの人が意見を言っているときに意見を挟まない。同じ人ばかりが発言せず、1人1人が意見を持ち発言する。分かりやすい言葉を使う。

(3) 各分科会会長が各グループのファシリテーターを務める。2グループの場合、ファシリテーターは各分科会会長、3グループの場合、ファシリテーターは各分科会会長及び議会運営委員会委員長としています。これは令和元年のときと同様です。

(4) 意見交換会の内容を記録して後日公開するため、録音を取るものとするとしております。

続いて、10、議員の発言については前回同様、発言は委員会及び本会議場での審議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。ただし、意見交換会では議員個人の見解を述べることであります。

次に、11、結果の公表については、(1)市議会ホームページ、市議会だよりで公表するとともに、DVDを貸出しする。

(2) 公表内容は報告会終了後、議会運営委員会において整理し、総括するとしています。

最後に、12、留意事項については昨年同様、来場者による録画、撮影は個人情報保護等の観点を考慮していただいた上で許可するとしています。

○安保友博委員長 ただいま説明がありました開催要領案について御意見、御提案などありましたらお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 5番の次第のところ、開会挨拶で議長が報告会の目的などを言われて、議会報告で予算決算常任委員会の委員長も入っているのですが、決算概要だとか、そういったことも議長の挨拶の中で含めていただいて、予算決算常任委員会の内容は実質分科会の対応なので、予算決算常任委員長は要らないような気がするのですが、いかがでしょうか。

時間も限られているので、ここで5分以内に終わらせたにしてもちょっと時間を取るのも、議長の挨拶の中で決算の総括的なことに触れていただいて、分科会のそれぞれ報告をしていた

だくということでもいいのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 この点、御意見ありましたらお願いします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 新たに委員会ができて、聞く側からいったら、菅原議員が言ったように分からなくなっちゃうよね。委員会が2つ出ると、僕らでもまだ慣れていない感じがするから、もっとシンプルに、報告書ももっとシンプルにして、これに対する質問もあまり出ない感じ、本当に報告だけだからね。僕はコンパクトにしたほうがいいと思います。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 どちらでも対応しますが、ただ新しい委員会ができたので、皆さんに周知するということが大事かなと思いますので、私がしゃべってもいいんですけども、挨拶として残してもいいのではないかなと思います。どちらでも結構です。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私が思っているのは、予算決算常任委員会委員長というのが一番重い責任だと思うんです。分科会で審査して、最終的に今回予算決算常任委員会の委員長というのが設けられて、最終的には予算決算常任委員会委員長が15分とか話さなきゃいけないんじゃないかなと自分は感じているんですけども、そこら辺皆さんはどう思いますでしょうか。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 予算決算、最後まとめてそれぞれ分科会に出られていた委員がそれぞれ態度表明されると。委員会としてはどれが重い、重くないというのはないと思うんですけども、委員会として新しく設けられてやっているというのを説明するというのはあるのかなと思います。報告をやりたくないということではないので、あえて言わせていただきますが、重なる部分があってはいけないので、その辺の調整も必要のかなということと、久しぶりの報告会、極力、参加される市民の方の時間を取ったらいかがかなということで協議させていただいたので、その辺議長はどちらでも対応可能ということなので、重ならないような仕組みと予算決算常任委員会ができた経緯を説明するというような形で報告するというので、具体的なことはそれぞれ分科会できちんとされているので、分科会の会長がされるということで、その辺を踏まえていただければ、最初なくてもというようなお話をしましたけれども、その辺、議長の挨拶との調整をさせていただいてつくるということで御理解いただければと思います。よろしいかどうかをお願いします。

○安保友博委員長 萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 やはり決算が全体としてどういう内容になっているかというのは、例えば民生費が幾らで前年から幾ら増えていますよとか、そういう全体的な話はやはり予算決算常任委員会の委員長として、責任を持って全体的な決算の話はするべきじゃないかなというふうには私は思います。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 この議会報告の（３）のところを、予算決算常任委員会委員長に進行してもらうような形にさせていただいたほうがスムーズでいいのではないかなと思うんですけども、挨拶だけじゃなくて。その後、総務分科会、文教分科会会長がその指示にしたがって説明して、報告していった、質疑とかがあったときには、分科会会長じゃなくて委員長が対応するというような、その報告のところは委員長が仕切っていただければいいのかなと思うんですけども。

○安保友博委員長 １点だけ、この案を作成するに当たって想定していたものとしては、予算決算常任委員会というのが今までなかったもので、議長が予算の総括を含めた挨拶をして、その中で予算総額が幾らでしたよとか、決算がこうでしたよという概要の話をする。それを今回はそのための委員会ができて、その常任委員会の委員長が生まれたので、そこにその部分を譲りました。各分科会で話されたことを本来だったら委員長が全部説明すればいいんですけども、実際それも酷な話なので、実際に審査をした分科会会長にそれをお願いするという形、振るという形にする。なので、そういう意味では今、吉田委員のおっしゃったように総括の部分を常任委員長として説明をしながらも、内容については自分からではなくて、各分科会長にお願いしますという形で振ると。つまり常任委員長として、この部分については責任を持ってやっていただきたいということで、この部分に載せています。

富澤議長。

○富澤啓二議長 調整がもう少しいかないようだったら、こちらとしては委員長一任で判断してもらって結構でございます。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 さっき言い直したように、予算決算常任委員会が新しくできたという経緯はお話ししますし、決算の概要というか、主要な部分はもし触れるならば触れます。本来はやった分科会から細かい内容は説明するものであって、審査の内容そのものについて予算決算常任委員長でやるというのはちょっと趣旨が違うので、決算の概要部分については触れながら、予算決算常任委員会ができた経緯を説明させていただくということでやらせていただくことで御理解いただければと思います。

○安保友博委員長 今のを踏まえまして、この案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

この点についてはお願いします。

それでは、開催要領案については、この案のとおりとすることといたします。

開催要領案の確認は以上です。

次に、ポスターとお知らせについてです。担当の萩原委員外議員が作成されたポスター、お知らせの案を資料として配付してありますので、御確認をお願いします。

事務局から補足があります。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 １点、補足させていただきます。

お手元に議会報告会&意見交換会開催のお知らせということで、萩原議員が作成してくださいましたポスター兼お知らせになるんですけども、案をお示ししております。ここに市のキャラクターであります、わこうっちとさつきちゃんが使われていますけれども、キャラクター使用に関して、和光市イメージキャラクターわこうっち、さつきちゃんに関しては、和光市キャラクターさつきちゃんと文言で入れるか、あるいはCマーク和光市というロゴみたいなものですね、こちらを入れなくてはいけないということになりますので、文言で入れるかマークになるか、これはどちらでもよいと、キャラクター使用の所管課に確認を取っておりますので、いずれかが入るということで御承知おきいただければと思います。

また、萩原議員におかれましては、修正をお願いします。

**○安保友博委員長** それを踏まえまして、ポスター兼お知らせということですけども、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

配布用のポスターについては、準備ができましたら事務局からメールで連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

議会報告会については以上となります。

次に進みます。

まず、水分補給についてです。

先例によりますと、議場へはペットボトル等、蓋のできるものに限り、飲物の持込みが許可されています。委員会においては常任委員会に限り、水、お茶等の飲物の持込みが可能とされております。

今後は健康管理のため、議場においても、また常任委員会に限らず、委員会室においても議員及び理事者の飲物、水、お茶等の持込みを認めることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、議場への持込みは蓋つきの容器とし、机の上に置かないあるいはペットボトルの場合、ラベルを剥がすといったような配慮が考えられますが、この点についてはどのようにすればいいのか、御意見をいただければと思います。

そういう机の上に置かないとか、ラベルを剥がすという配慮をするかしないかも含めて、すべきだとするのか、それともそれも含めて自由とするのかというような意見をいただければと思います。

鎌田委員。

**○鎌田泰春委員** 配慮をする等で、特に何か議事に影響が出たり、そういった問題点は恐らく起こり得ないと考えますので、個人の自由にしてもよいのかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 基本的には、その配慮というのが逆に自分は必要なんじゃないかなと思っていて、議場に傍聴に来ている方がいらしたりとか、あとこれから録音されて、ユーチューブ動画じゃないけれども、動画配信もされていますよね。それで写真とか、後ろに映っているときにラベルがあって、それを飲んでいる光景が常に映されてしまう席の方たちもいらっしゃるの、その部分で、ほかの映らない席の人たちは別に構わなくてと、そういう問題ではないと思うので、そこら辺は一定程度の配慮というか、統一したほうがいいのではないかなという部分と、和光市議会でも今、廃プラだったり環境の問題があるので、本来であればペットボトルではなくマイボトルを用意して、和光市議会はこういうことをやっていますよと推進できるような取組ができればいいのではないかなと思っているんですけども。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 重要な御指摘だと思います。確かにそういった配慮というのは、個々人で判断して、例えば配慮が必要だなと思ったときには、そういった配慮をすればよいと思いますし、逆に必要がない場合もあるというふうに思います。そこも本人の意思を尊重するという形が、議事進行の妨げにもならないですし、個人の配慮というのも尊重できるのかなと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私自身の考えでいくと、今鳥飼委員が言われたように、環境を考えてマイボトルというのもあるのかなと。ただ、状況によってはペットボトルを使うということもあるので、その辺はそれぞれの考えでいくという。ラベルについては、いずれにしてもペットボトルを処分するときに剥がすので、持ち込むときは剥がして持ち込めばいいだけの話じゃないかな。机の上、下ということであれば、それぞれスペースがあれば上でも下でもということになるのかなと。ただ、ペットボトルなので、紙コップの持込みは許可していただければというふうに思いますので、私の考えは以上です。

○安保友博委員長 いかがでしょうか。

これまでの話でいくならば、議員としての品位を保ちという範囲で、個人に任せるというふうな発想でもいいのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。あまり細かくルールづけはせずに個人に任せるという形でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に、傍聴人による録音、録画又は撮影についてです。

和光市議会傍聴規則上、傍聴人は傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならないとしています。報道関係者以外の傍聴人には許可していないのが現状です。この点について議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 一般の傍聴者から写真撮影等の要望があることや、近隣市議会においては原

則、議長の許可を得て撮影等を認めているという現状を踏まえ、今後は傍聴人による録音、録画又は撮影について、ほかの傍聴者の方の迷惑にならないように行うこと、照明やフラッシュを使用しないこと、録音、録画、撮影物を悪用しないことを前提として、原則許可する方向で考えております。

○安保友博委員長 議長からお話がありました件について、何か御意見がありましたらお願いします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 原則許可するという形なんですけれども、リスクとしてはこれがあくまでも善意の下でやられているというところかなというふうに思います。例えば動画とかで、発言が一部切り取られて、何か被害が出るということも想定されますので、ある程度の規定といえますか、許可等を含めた設定のほうが議員の発言等を妨げなくて済むのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 今の鎌田議員の趣旨を踏まえてそのように対応してまいります。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 傍聴に来た人が途中から来たらそれが分からないから、やはり事務局で、議長は席に座っていて許可を取れないから、事務局が代行して、名前を書いてもらうとか、そうしたら責任が生じる、撮っていいですね、はいということじゃなくて。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 そのように手続を進めてまいります。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 1点、原則傍聴者に撮影だったりを認めるということなんですけれども、そのたたき台というか、ここで分かりましたとなると、今後どうなるのかなと。実際にどういった手続をしていくのかというのが正直見えてこないんですが、今現状として許可しますという方向性は考えているけれども、実際にはどういうふうにしていくのかというのがもしもあれば教えていただきたいと思います。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 具体的には、傍聴されるときには実名でお名前をいただいておりますが、そこに特記事項を書いて、注意事項を掲載します。

○安保友博委員長 ほかよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

特に意見がなければ、議長におかれましては原則許可をしていくということで決定をしました。

次に、服装規定についてです。

現状、服装に関する明確な規則等はありません。議場への敬意もしくは議員としての品位を



損なわない形で、服装については各自の常識に基づいて判断するということを、令和3年9月13日の議会運営委員会で確認しています。

また、ポロシャツについてはわこうっち、もしくはオリンピック・パラリンピックポロシャツという限定を撤廃しているのが現状です。

今期定例会については、この共通認識の下、服装については議員各自で判断していただければと思います。ただ、服装規定の見直しは議会改革のテーマの一つでもありますので、今後具体的に議論していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、今後の議会運営委員会の日程を確認します。

1つ目、9月6日、水曜日、予算決算常任委員会終了後、意見書案の調整を行います。その後、休憩を挟み午後1時15分より陳情の審査を行います。2つ目、9月19日、火曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認についてを行います。3つ目、9月27日、水曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目を行います。4つ目、10月11日、水曜日、9時30分より、議会だより編集事前打合せの2回目を行います。5つ目、10月18日、水曜日、9時30分より、議会だよりの編集、作成について、議会改革についてを行います。

以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かあればお願いします。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

長時間お疲れさまでした。

午前11時54分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博